

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済産業政策の主な課題
著者 / 所属	吉田 博光 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	135-149
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 経済産業政策の主な課題

吉田 博光

(経済産業委員会調査室)

1. 経済産業省及び公正取引委員会の歳出予算
2. 産業競争力強化法等の改正
3. 産業技術力強化法の改正
4. 電気事業法の改正
5. おわりに

本稿では、経済産業政策について概観する。具体的には、経済産業省及び公正取引委員会の歳出予算について記述した後、国会への提出が見込まれる法律案に焦点を当てて主な施策や課題について言及することとしたい<sup>1</sup>。

## 1. 経済産業省及び公正取引委員会の歳出予算

### (1) 2026年度予算

2026年度予算政府案は2025年12月26日に閣議決定され、2026年2月20日、総予算が国会に提出された。このうち、経済産業省関係<sup>2</sup>の歳出予算額は3兆693億円(2025年度当初(2兆524億円)と比べて49.5%増)であり、公正取引委員会の歳出予算額は131億円(2025年度当初(158億円)と比べて17.0%減)である。

#### ア 経済産業省関係の歳出予算で措置された主な施策

2026年度の経済産業省関係予算は、「2040年GDP1000兆円を目指す成長戦略・構造改革」と「経済社会の基盤を支える最重要課題」に大別して整理されている。

まず、「2040年GDP1000兆円を目指す成長戦略・構造改革」については、「1. 新たな付加価値を生む成長投資促進のための構造改革」として、「(1) 高付加価値な成長投資の促進」(2026年度1兆8,667億円、2025年度当初9,024億円)や「(2) 持続的なイノ

<sup>1</sup> 本稿は2026年2月20日までの情報に基づいて記述しており、記載しているURLの最終アクセス日は全て同日である。なお、本稿で取り上げる法律案の情報は国会提出時のものではない。

<sup>2</sup> 経済産業省が「経済産業省関係」として公表している資料(<[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2026/pdf/01.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pdf/01.pdf)>)に基づいて記述しており、特別会計を含んでいる。

バージョン創出に向けたエコシステム形成」(2026年度1,212億円、2025年度当初1,324億円)に取り組むとしている。また、「2. 好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅・中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大」としては、「(1) 中堅・中小企業の賃上げの継続と成長力の抜本強化」(2026年度948億円、2025年度当初944億円)等、「3. 不確実なグローバル環境と交易条件の悪化に対応するための強靱な経済基盤の構築」としては、「(1) エネルギー価格変動に強い強靱なエネルギー需給構造への転換」(2026年度1兆769億円、2025年度当初9,708億円)等が措置されている。

次に、「経済社会の基盤を支える最重要課題」については、「(1) 福島復興」(2026年度477億円、2025年度当初470億円)や「(2) 能登半島地震からの復興」(2026年度127億円、2025年度当初134億円)等が措置された。

### イ 公正取引委員会の歳出予算<sup>3</sup>

公正取引委員会では、重点施策として、「1. 厳正かつ実効性のある独占禁止法<sup>4</sup>の運用」(2026年度562百万円、2025年度当初641百万円)、「2. 取引適正化のための取組の推進」(2026年度1,232百万円、2025年度当初796百万円)、「3. 競争環境の整備」(2026年度232百万円、2025年度当初210百万円)等が措置された。

なお、公正取引委員会の庁舎移転に係る経費については、2026年度に73百万円の計上となり、2025年度当初の3,115百万円から急減した。この影響を差し引いて公正取引委員会の歳出予算額を見てみると、2026年度は2025年度当初の予算額を上回ることとなる。

## (2) 経済産業省関係予算の推移(当初予算ベース)<sup>5</sup>

経済産業省関係予算について、一般会計と特別会計に分けて推移を示したものが図表1である。これを見ると、2023年度以降、特別会計の金額が大きく伸びていることが分かる。2022年度を起点として、一般会計と特別会計のそれぞれについて2026年度までの平均伸び率を計算すると、一般会計が1.5%増であるのに対し、特別会計は32.6%増となる。このため、2022年度は一般会計の2.5倍だった特別会計の規模が2026年度には7.2倍に拡大した。

特別会計<sup>6</sup>の規模拡大について2023年度の状況を見ると、その要因として、エネルギー対策特別会計におけるGX支援対策費(4,896億円)の新規計上を挙げることができる。歳入面では、同特別会計エネルギー需給勘定において、脱炭素成長型経済構造移行公債金(5,061億円)が新たに計上されており、歳出と歳入の両面で新たな措置が講じられた。なお、脱炭素成長型経済構造移行債(GX経済移行債)は、2023年5月12日に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」<sup>7</sup>(令和5年法律第32号)の規定に基づい

<sup>3</sup> 公正取引委員会がウェブサイトで公表している資料(「(令和7年12月26日)令和8年度公正取引委員会予算等の概要」<<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251226yosan.html>>)に基づいて記述しており、金額の単位も同資料に合わせて表記している。

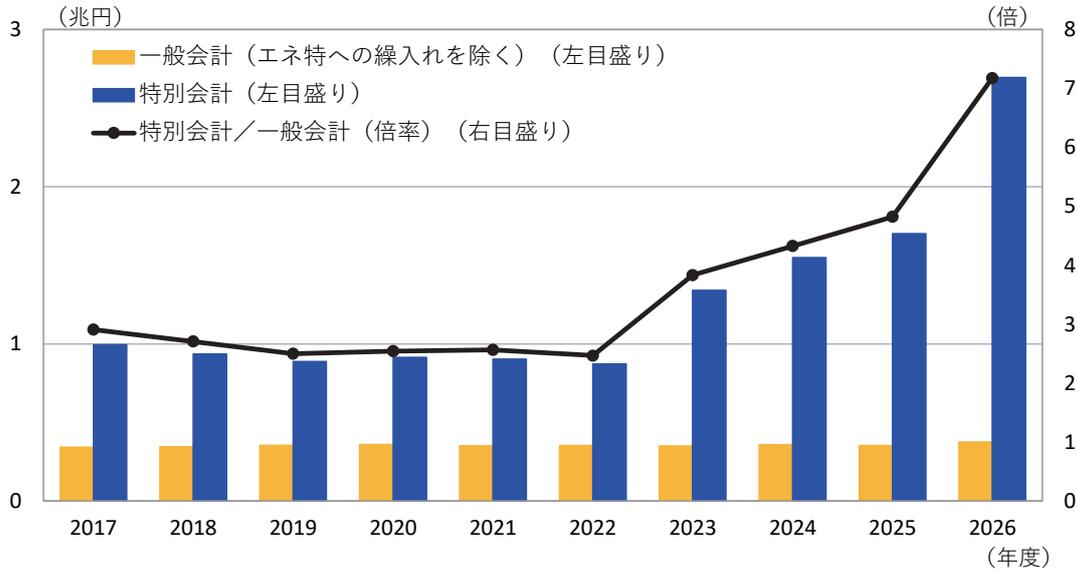
<sup>4</sup> 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)

<sup>5</sup> 経済産業省がウェブサイト(「経済産業省関連予算等の概要」(各年度)等)で公表している経済産業省関係予算の金額を基に記述している。

<sup>6</sup> 経済産業省関係として整理されている特別会計は「エネルギー対策特別会計」及び「特許特別会計」である。

<sup>7</sup> 衆議院・参議院共に経済産業委員会で審査が行われた。

図表 1 経済産業省関係予算の推移（当初予算ベース）



（注1）「一般会計（エネ特への繰入れを除く）」については、一般会計の歳出予算額からエネルギー対策特別会計への繰入額を控除したものととして経済産業省が公表している金額である。

（注2）「特別会計」については、経済産業省関係予算の総額から「一般会計（エネ特への繰入れを除く）」を控除して算出した。

（出所）経済産業省ウェブサイト「経済産業省関連予算等の概要」（各年度）等より作成

て発行される公債であり、その償還財源は化石燃料賦課金及び特定事業者負担金である<sup>8</sup>。

また、直近の規模拡大要因として、2025年度より、エネルギー対策特別会計において「AI・半導体関連」の経費が計上されるようになったことが挙げられる。同経費は、2025年度に3,328億円だったものが、2026年度には1兆2,390億円に急増した。歳入面では、同特別会計先端半導体・人工知能関連技術勘定において、2025年度より、財政投融资特別会計投資勘定より受入（2026年度578億円、2025年度当初1,433億円）が計上されているほか、2026年度より先端半導体・人工知能関連技術公債金（7,872億円）が新たに計上された。なお、先端半導体・人工知能関連技術債は、2025年4月25日に成立した「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」<sup>9</sup>（令和7年法律第30号）に

<sup>8</sup> 同法第2条第6項では、「この法律において「化石燃料賦課金」とは、第11条第1項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいい、「特定事業者負担金」とは、第16条第1項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。」と規定している。

第11条第1項では、「経済産業大臣は、令和10年度から、一定の期間ごとに、化石燃料採取者等から、その採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等に係る二酸化炭素の排出量（当該原油等の量に政令で定める原油等の区分に応じて原油等の単位当たりの二酸化炭素の排出量として政令で定める係数を乗じて得られる数値をいう。次条第1号ニにおいて同じ。）1トン当たりについて負担すべき額（同条において「化石燃料賦課金単価」という。）に、当該二酸化炭素の排出量を乗じて得た額を徴収する。」と規定しており、第16条第1項では、「経済産業大臣は、令和15年度から、一定の期間ごとに、特定事業者から、次条第1項の入札により決定される二酸化炭素の排出量1トン当たりについて負担すべき額（同条において「特定事業者負担金単価」という。）に、前条第1項の規定により特定事業者により有償で割り当てる特定事業者排出枠の量を乗じて得た額を徴収する。」と規定している。

<sup>9</sup> 衆議院・参議院共に経済産業委員会で審査が行われた。

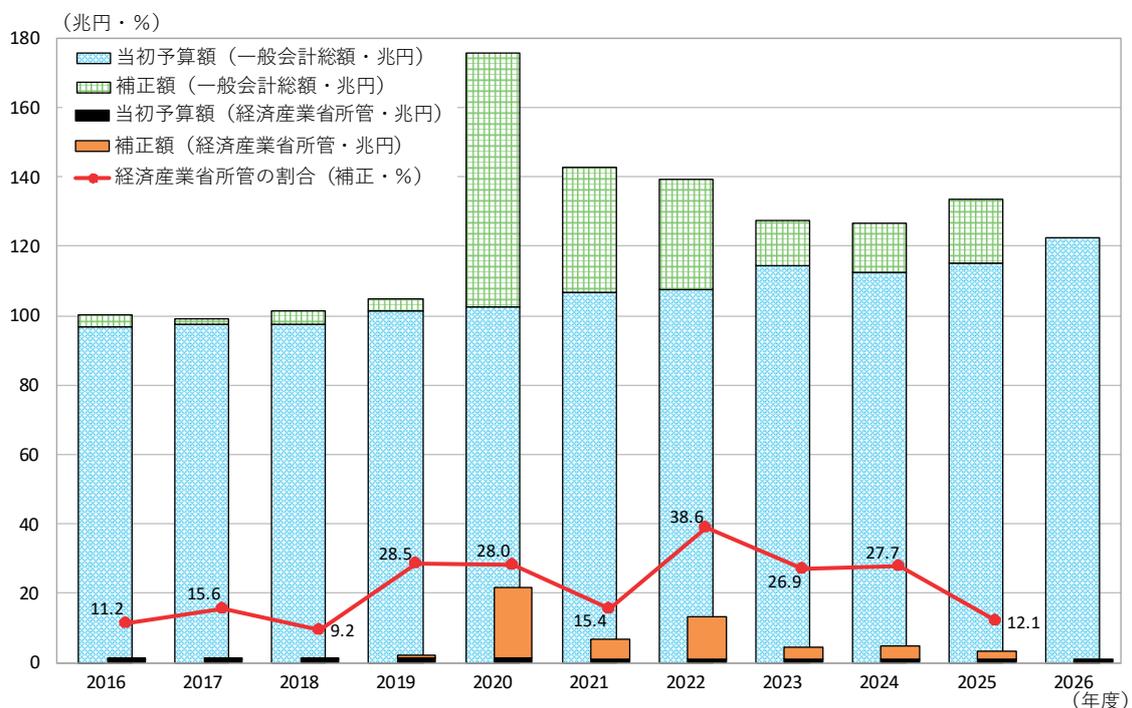
よって発行が可能となった公債である。

### (3) 経済産業省所管の一般会計歳出予算で見ると

一般会計の歳出予算を取り上げて経済産業省に係る予算の特徴を確認してみたい<sup>10</sup>。図表2は一般会計歳出予算の総額と経済産業省所管の予算額について、当初予算と補正予算に分けて図示したものである<sup>11</sup>。

このグラフを見ると、経済産業省所管の予算額は補正予算で積み増される金額が相対的に多くなっていることが分かる。経済産業省所管の当初予算額は一般会計総額の1%前後にとどまる一方、補正予算では10%を超えることが多くなっている。

図表2 経済産業省所管一般会計歳出予算の状況（当初・補正）



(注) 補正額は、追加額から修正減少額を差し引いた金額であり、複数の補正予算がある場合は合計した金額としている。

(出所) 財務省「補正予算等の説明」(各年度)等より作成

#### ア 2025年度一般会計補正予算（歳出総額）の概要

2025年12月8日、政府は2025年度補正予算を国会に提出した。本補正予算は、同年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策（以下「総合経済対策」という。）を実施するために必要な経費の追加等を行うものであり、総合経済対策の3本

<sup>10</sup> 一般会計に焦点を当てるため、既述の「経済産業省関係予算」とは区分が異なる。

<sup>11</sup> 決算も含めた特徴については、筆者執筆の「経済産業政策の主な課題」(『立法と調査』No. 473 (2025. 2. 27) (<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2025pdf/20250227132.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2025pdf/20250227132.pdf)>))のうち、「2. 予算及び決算の概要」の「(2) 歳出予算及び決算の推移」部分参照。

の柱に沿って、「生活の安全保障・物価高への対応」として8兆9,041億円、「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」として6兆4,330億円、「防衛力と外交力の強化」として1兆6,560億円の追加額となった。これらを含め、追加額の合計は19兆4,984億円となり、既定経費を1兆1,950億円減額した結果、補正の規模は18兆3,034億円となった。

#### イ 2025年度一般会計補正予算（経済産業省所管の歳出）の概要

経済産業省所管の歳出に係る2025年度一般会計補正予算は、追加額と減少額の差し引きで2兆2,063億円となった。総合経済対策の一環として計上された主な経費を挙げると、「中小企業の経済構造改革の推進に必要な経費」として4,132億円、「エネルギーの価格高騰対策に必要な経費」として5,296億円、中小企業生産性革命推進事業の財源に充てるための「独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金に必要な経費」として3,400億円が計上されるなど、当初予算（8,506億円）と比較して、大きな規模での計上となっている。

#### ウ 財政法に基づく補正予算の考え方

「財政法」（昭和22年法律第34号）第29条では、「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。」と規定している。その上で、同条第1号において、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」と規定している<sup>12</sup>。

ここで注意すべき点は、義務的経費以外の予算の追加は、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出（中略）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行う場合」に限定されていることである。この規定については、「義務的経費以外のものは、予算作成時に政策的判断として必要なものはすべてを予算計上しておくべき」であり、「予算作成時に計上されないものは、その時点において「緊要でない」という判断を下したことになる。」との解釈がなされている<sup>13</sup>。

## 2. 産業競争力強化法等の改正

政府は、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）等を改正して各種施策を実施することとしている。

### （1）産業競争力強化法・地域未来投資促進法の概要

#### ア 産業競争力強化法の概要<sup>14</sup>

産業競争力強化法は、我が国産業を中長期にわたる低迷から脱却させ、持続的発展の

<sup>12</sup> 同条第2号では、「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」と規定している。

<sup>13</sup> 小村武『〔五訂版〕予算と財政法』（新日本法規出版、2016年）325～326頁

<sup>14</sup> 経済産業省ウェブサイト（「産業競争力強化法」〈[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/index.html)〉）の情報に基づいて記述している。

軌道に乗せる役割を果たすものとして制定された法律であり、2013年12月4日に成立した。その後の改正を経た現行法は、図表3に示したとおりの構成となっている。

これまでの法改正のうち、2018年には、我が国経済の成長軌道を確認なものとし、産業の発展を持続させ、企業の経営基盤を強化するための改正が行われ、2021年には、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応して、長期の視点に立った企業の変革を後押しするための改正が行われた。また、2024年には、国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るための改正が行われている。

図表3 産業競争力強化法の構成

第1章	総則
第2章	新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進
第3章	産業活動における新陳代謝の活性化
第4章	株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等
第5章	中小企業の活力の再生
第6章	雑則
第7章	罰則
	附則

(出所) e-Gov の情報に基づいて作成

## イ 地域未来投資促進法の概要<sup>15</sup>

地域未来投資促進法は、地域の特性をいかして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するため、地方公共団体の主体的かつ計画的な取組を支援する法律である<sup>16</sup>。同法においては、国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が基本計画を策定し、国の同意を求めることとされている。その上で、国が同意した基本計画に基づき民間事業者等が地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県が承認した場合には、金融・税制・予算・規制面での様々な支援措置の対象となる。

### (2) 大胆な設備投資税制の創設

総合経済対策では、「危機管理投資・成長投資により「強い経済」を実現する。」としている。そのための具体的な施策の一つとして、「成長分野への大胆な投資を検討する企業や資金繰りに課題を抱える企業を念頭に、税負担のタイミングに関する予見可能性を高める観点から、即時償却等の大胆な設備投資税制の導入について検討を進める。」とされ、経済産業省が「大胆な設備投資税制の創設の検討」を行うこととされた。

<sup>15</sup> 経済産業省ウェブサイト（「地域未来投資促進法」〈[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraityoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraityoushi.html)〉、「自治体向けページ」〈[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/jichitai.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jichitai.html)〉等）の情報に基づいて記述している。

<sup>16</sup> 同法の構成は、「第1章 総則」、「第2章 地域経済牽引事業の促進のための措置」、「第3章 雑則」、「附則」となっている。

2025年12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」（以下「税制改正大綱」という。）では、産業競争力強化法の改正を前提として、「生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のものに限る。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に該当するもの（以下「特定機械装置等」という。）の取得等をし、これを国内にあるその法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合」の減税措置（即時償却と税額控除との選択適用）が明記された。

### （3）産業用地の確保<sup>17</sup>

2025年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」では、「政府内の国内投資・立地支援の体制を明確化し、マッチング事業の創設、産業用地の計画的な整備を促進するため、関係法令の改正も含めた検討を行う。」とされ、産業構造審議会 地域経済産業分科会において制度面の検討が行われた。

2026年1月16日には「産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書」が公表された。その中では、「産業用地の確保手段ごとに現状の課題を整理した上で、解決に向けた方向性」が示されている。具体的には、地域未来投資促進法に基づき承認された事業を実施する工場について、市区町村の条例制定等を前提として、緑地面積率規制を特例的に更に緩和することを可能とする措置（既存工場の拡張）、地域経済牽引事業に係る固定資産税の減免に対する国からの一部減収補填措置に関し、一定の条件を付した上で拡充して地方公共団体の財政力を高め、空き産業用地への事業者の誘致につなげていくこと（空き産業用地の活用）、地方公共団体等が自ら産業団地の整備を行えるようなノウハウや資金を確保できるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構といった機関が伴走支援や融資を行うこと（新規産業用地の造成）等の提言を行っている。

### （4）住民生活に不可欠なサービス供給の持続性確保

2025年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する」ことが示された。

また、総合経済対策では、「人口減少下において、生活必需品の小売など住民生活に不可欠な民間サービスを維持・強化するため、省力化、デジタル化、事業の多角化・広域化などの取組を企業、協同組合などの多様な主体に行わせるなど、サービス供給の持続性確保のために必要な法制上の措置等について検討する。」とされた。

経済産業省では、産業構造審議会 地域経済産業分科会の下に地域生活維持政策小委員会を設置して検討が行われた。2025年12月18日には「地域生活維持政策小委員会 中間報告」

---

<sup>17</sup> 経済産業省ウェブサイト（「地域経済産業分科会」〈[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki\\_keizai/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiiki_keizai/index.html)〉）等の情報に基づいて記述している。

が公表され、いわゆるエッセンシャルサービス<sup>18</sup>（以下「ES」という。）について、制度的措置の方向性が示された。

具体的には、ES供給事業の社会的認知を向上させるため、「ES供給の持続性確保のために創意工夫する事業者の個別具体的な取組について、国がその意義を制度的に位置づけて対外的に明らかにする仕組みを講ずることが有効である。」とされた。また、「資金供給の円滑化のための金融支援」としては、「事業承継等における資金ニーズも念頭に、信用補完制度、日本政策金融公庫等による低利融資制度、中小企業基盤整備機構や食料等持続的供給推進機構（食料システム機構）による債務保証制度等の活用」を挙げている。

#### （５）戦略的投資イニシアティブの履行<sup>19</sup>

米国のトランプ大統領は、2025年1月の第二次政権発足以降、米国への輸入品に対して関税を課す方針を相次いで打ち出した。我が国は赤澤経済再生担当大臣（当時）が交渉担当を務め、同年7月、合意に至った旨の発表がなされた。この中には、政府系金融機関が最大5,500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することを可能にすることが盛り込まれている。

これに関し、総合経済対策では、「日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブ（5,500億ドル（約80兆円））の着実な履行に向け、海外に事業を展開する企業への出融資を行う国際協力銀行（JBIC）、民間金融機関の融資のリスクをカバーする日本貿易保険（NEXI）に必要な財政措置を行う。」とされた。

このうち、経済産業省が所管するNEXIについては、追加出資<sup>20</sup>を行うため2025年度補正予算で1,000億円を措置し、2026年度に1兆7,800億円の交付国債<sup>21</sup>を発行するなどにより財務基盤を強化し、保険金支払の資金確保に万全を期すこととしている。また、本交付国債に関する所要の措置を講じるための法改正<sup>22</sup>を予定しているとされる<sup>23</sup>。

<sup>18</sup> 人々の生活に不可欠な物品及び役務を供給するサービスとされており、供給主体も様々な態様があるとされている。「地域生活維持政策小委員会 中間報告」では、「治安、治水、水道、交通インフラ（道路、トンネル、橋梁等）、廃棄物処理、保健衛生等については、概して国又は地方公共団体といった公的主体が供給している。また、医療、教育、公共交通（鉄道、バス）のように、公的主体と私的主体の双方が供給しているものもある。これらに対して、小売、物流、公共交通（タクシー）、自動車関連（ガソリンスタンド、自動車整備）その他生活関連サービスは、主として私的主体がその供給を担っている。」と記述している。

<sup>19</sup> 個別の脚注によるもののほか、経済産業省『令和7年版 通商白書』、内閣官房ウェブサイト（「米国の関税措置に関する総合対策本部」〈[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff\\_measures/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tariff_measures/index.html)〉）等の情報に基づいて記述している。

<sup>20</sup> NEXIは100%政府出資の特殊会社であり、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる（「貿易保険法」（昭和25年法律第67号）第5条）。

<sup>21</sup> 「国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものの総称」とされている（財務省『債務管理レポート2025』85頁）。NEXIに対する交付国債は、巨額の保険金支払いの必要性が生じ、民間金融機関からの適時の資金調達が困難であると考えられる場合に、初めて現金化が行われるものとされる。

<sup>22</sup> 法案においては、政府が交付国債を発行しNEXIに交付することができること、交付国債の発行総額は3兆円を上限とすること等を規定するとされている。

<sup>23</sup> 経済産業省ウェブサイト（「経済産業省関係 令和8年度当初予算案の概要」〈[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2026/pdf/01.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/pdf/01.pdf)〉）及び財務省ウェブサイト（「令和8年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」〈[https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/07.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2026/seifuan2026/07.pdf)〉）の情報に基づいて記述している。

## (6) 主な課題

### ア 多岐にわたる内容を盛り込んだ法律案の国会提出

産業競争力強化法や地域未来投資促進法等を改正する法律案は、上記の施策を実施するための内容等を盛り込んだいわゆる束ね法案として国会に提出される見込みとなっている。産業政策といった視点でこれらの内容が相互に関連していると捉えれば、全てを束ねる法律案とすることに一定の根拠が見いだされるであろう<sup>24</sup>。他方、今般の束ね法案には、米国の関税措置に端を発する戦略的投資イニシアティブの履行に係る内容も盛り込まれるとされており、束ね法案の在り方としては議論の余地があろう。

### イ 大胆な投資促進税制の課題

政府は、大胆な投資促進税制を創設するとしており、減税の規模は平年度で4,100億円とされている<sup>25</sup>。今般の措置では建物を対象とするなど、思い切った対策を講ずることとしているが、減税措置の対象となる「特定生産性向上設備等」は、要件緩和された中小企業であっても、取得価額の合計額が5億円以上でなければならない。この基準が小規模事業者にとって大きなハードルとなってしまう場合、この減税によって目指す「強い経済」の実現には足かせとなる可能性もある。賃上げを含めた好循環の形成のためには、中小・零細企業の生産性向上策を拡充する視点も欠かせないであろう。

また、総合経済対策では、「責任ある積極財政」の観点から、税制を含む財政支出がマクロ経済に影響を与えることによる将来の増減収効果を織り込む分析（ダイナミックスコアリング）を導入する。」としている。今般の大胆な投資促進税制について、マクロの視点で事後的に効果を検証することも求められる。

### ウ E S 供給の持続性確保に向けた好事例の横展開

今般の法改正では、人口減少に対応する小売・サービスの支援を行うこととしている。地域住民の生活を守るためには、E S 供給の持続性を確保することが不可欠であるが、地方のE S 供給事業は特に厳しい状況とされている。政府は法制上の措置を講ずることによって支援を行おうとしているが、地域の取組の中には好事例も存在している。地域の厳しい状況に鑑みれば、こうした事例<sup>26</sup>を参考にしつつ、今般の支援措置を効果的に活用することにより、地域の実情に合った対応策を講じることが求められる。

<sup>24</sup> いわゆる束ね法案とするための要件について、内閣法制局は、「政府といたしましては、従来より、法案の立案段階におきまして、今御指摘のございました、まず一点目でございますけれども、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められること、あるいは、内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められること、また、できる限り同じ委員会の所管に属する事項に関するものであることが望ましいこと、こういった点を検討いたしまして、一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案してきてございます。」と答弁している（第217回国会参議院経済産業委員会会議録第11号9～10頁（2025.5.27））。

<sup>25</sup> 税制改正大綱の「（参考1）令和8年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額」で示された「大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設」の金額。

<sup>26</sup> 「地域生活維持政策小委員会 中間報告」では、好事例として「一般社団法人かわかみらいふ」の取組を紹介している。同法人は、2016年に設立され、後継者不在で廃業予定となっていた村内唯一のガソリンスタンドを引き継いだ（一般社団法人かわかみらいふウェブサイト（「概要・沿革・アクセス」〈<https://kawakamilife.com/about/>〉、「かわかみSS（サービスステーション）」〈<https://kawakamilife.com/kawakami-ss/>〉）等の情報に基づいて記述している）。

### 3. 産業技術力強化法の改正

#### (1) 産業技術力強化法の概要

「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)は、2000年4月14日に成立した法律である。同法制定の趣旨は、我が国経済の新生を実現する上で、我が国が得意としてきたコストの低下や品質の改善を進めるための技術について維持向上を図りつつ、より創造性に富む研究開発を可能とする技術開発体制を構築することが極めて重要となっているとの認識の下、産業技術力の強化に関し、各主体の責務や国の施策の基本となる事項を定めるとともに、各般の支援措置を講ずるとするものである<sup>27</sup>。

#### (2) 法改正の趣旨

「科学技術・イノベーション基本法」(平成7年法律第130号)第12条の規定に基づき、政府は「科学技術・イノベーション基本計画」を策定している。内閣府の総合科学技術・イノベーション会議には基本計画専門調査会が設置されており、2025年12月19日に開催された専門調査会では、「第7期「科学技術・イノベーション基本計画」(素案のたたき台)」が示された<sup>28</sup>。そこでは、「我が国における重要技術領域として、新興・基盤技術領域と国家戦略技術領域の2領域を設定し、各技術領域の性質に応じて、各府省庁横断的に支援策を講じる。」との記述がなされている。このうち、国家戦略技術領域については、「科学技術が国家の安全保障、経済成長、そして産業競争力と不可分の関係にある中で、将来の我が国の自律性・不可欠性の確保、将来性のある成長産業の創出を進めることを目指し、①経済成長や社会課題解決等の将来性、②技術の革新性や有望性、③我が国の科学・技術の優位性や潜在性の観点から、一貫通貫支援によって科学と産業を結び付け、次期基本計画の下、関連する人的・物的資源を国内に確保していくことを目指すべき技術領域を対象とする。」としている。その上で、①AI・先端ロボット、②量子、③半導体・通信、④バイオ・ヘルスケア、⑤フュージョンエネルギー、⑥宇宙の6領域を国家戦略技術領域に位置付けることが示されている。

2025年12月8日に開催された産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会では、「国家戦略技術領域の一貫通貫支援に係る制度整備の方向性について(案)」が示された。その中において、「各国では、産業競争力、ひいては国力を高めるべく、戦略的な科学技術領域への重点投資や研究開発拠点の誘致競争を激化させている。」との認識が示されている。その上で、「経済産業省としても、重要な技術を適切に特定し、これらの技術に対する事業者による研究開発等を重点的に一貫通貫で後押しすることが必要」との考え方を示している。具体的には、「重点産業技術の指定・指針の策定」、「重点産業技術に関する研究開発計画の認定制度の創設」、「研究開発機関の認定制度の創設」、「重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置」(「研究開発税制の見直し」等)に言及している。

<sup>27</sup> 第147回国会参議院本会議録第10号1頁(2000.3.29)

<sup>28</sup> 2026年2月5日には「第7期「科学技術・イノベーション基本計画」(答申素案)」の意見募集が開始された。

### (3) 主な課題

#### ア 個別の研究開発から経済発展への接続

既述のとおり、「各国では、産業競争力、ひいては国力を高めるべく、戦略的な科学技術領域への重点投資や研究開発拠点の誘致競争を激化させている」状況にある。産業技術力強化法第1条では、「この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、産業技術研究法人<sup>29</sup>、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定している。

この目的規定のとおり、今般の法改正を我が国経済の発展へとつなげていくためには、個別の研究開発が経済の発展にどのように資するかという視点が必要となる。経済産業省が施策を実施する際、基礎研究を所管する文部科学省などと一層連携し、産業への実装を見通すことにより、将来性のある技術を世界に先んじて育てていくことが求められよう。

#### イ 産業技術研究法人が果たす役割

産業技術力強化法は、「国、地方公共団体、産業技術研究法人、大学及び事業者の責務」を明らかにしている。産業の発展に向け、第一義的には事業者の活動を後押しすることが必要となる一方、「将来の我が国の自律性・不可欠性」を確保するとの観点では、産業技術研究法人の果たす役割が重要であろう。

経済産業省所管の独立行政法人には、国立研究開発法人産業技術総合研究所や国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構など、世界的な研究を行っている機関がある。事業者がこうした機関と連携して研究開発を行うことは、グローバル社会を勝ち抜く原動力となるのではなかろうか。

#### ウ 税制改正の効果

税制改正大綱では、「研究開発税制の拡充等」として、「戦略技術領域型」を創設するとされた。具体的には、産業技術力強化法の改正を前提として、「改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の重点研究開発計画（仮称）につき同法の認定（中略）を受けたもの」について、「重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額の場合には、50%）の税額控除ができる」ものとしている。

この要件としては、「産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるもの」であることが掲げられている。こうした要件は、産業技術力強化法の目的に合致した支援へとつながるものと言えよう。このため、税制改正の効果を実に上げるとともに、効果を検証して公表することも求められよう。

<sup>29</sup> 産業技術力強化法第2条第3項では、「この法律において「産業技術研究法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）であって、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発並びにその成果の移転に関する業務を行うものをいう。」と規定している。

## 4. 電気事業法の改正

### (1) 電気事業法の概要

「電気事業法」(昭和39年法律第170号)は、「(前略)電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的(後略)」(第1条)とする法律である。

図表4に示したとおり、同法の内容は多岐にわたっている。

図表4 電気事業法の構成

第1章 総則
第2章 電気事業
第2章の2 電気利用者情報の利用及び提供
第3章 電気工作物
第4章 土地等の使用
第5章 電力・ガス取引監視等委員会
第6章 登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関
第7章 卸電力取引所
第8章 雑則
第9章 罰則
附則

(出所) e-Gov の情報に基づいて作成

### (2) 電力システム改革<sup>30</sup>

#### ア 2015年改正法を受けた検証の実施

2011年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、我が国の電力システムに関する改革(第5次制度改革)の検討が開始された。2013年に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」では、冒頭、「低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤である。」と記述するとともに、電力システム改革の目的として、「1. 安定供給を確保する」、「2. 電気料金を最大限抑制する」、「3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する」の3点を掲げた。

その後、2015年には、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離等を行う電気事業法等の改正法が成立した<sup>31</sup>。当該改正法には事後検証を行う

<sup>30</sup> 資源エネルギー庁「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」(2025年3月)([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/pdf/20250331\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/20250331_1.pdf))及び「2020年度版 電気事業法の解説」(経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 産業保安グループ編)([https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/shiryo\\_joho/data/2020.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/shiryo_joho/data/2020.pdf))の情報に基づいて記述している。

<sup>31</sup> 本改正法では、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設等も措置され、電気事業法を含めて7法律について改正等が行われた。

旨の規定が設けられており、①小売全面自由化前、②2020年4月の送配電部門の法的分離前、③法的分離後5年以内のそれぞれの時期において、電気事業法の施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況、料金水準等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとされている。

#### イ 電力システム改革の検証結果

2015年改正法の規定に基づき、上記①の検証については2015年12月に、②の検証については2019年5月に、それぞれ検証結果が公表された。また、③の検証については、2025年3月に「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」が取りまとめられた。

同取りまとめでは、「これからの電力システムが目指すべき方向性」について、「安定的な電力供給を実現する」、「電力システムの脱炭素化を進める」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する」のそれぞれの視点で整理<sup>32</sup>され、課題や対応方針等が示された。その上で、「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会の下に、電力システムの制度改革について集中的に議論する会議体を設置し、2025年中を目途に制度改革の内容をとりまとめる。」とされた。

### (3) 電力システムに係る制度改革に向けた検討

#### ア 検討の経過

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会が2025年5月に設置され、同年6月には、同小委員会の下に電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループが設置された。

2025年12月10日に開催されたワーキンググループでは「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ(案)」(以下「WGとりまとめ」という。)が示された<sup>33</sup>。そこでは、「安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進」、「電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築」、「市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備」、「共通する課題」に分けて個別の検討事項と「対応の方向性」を示している。

#### イ 対応の方向性

WG取りまとめで示された「対応の方向性」の主なものは以下のとおりである。

- ・安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進：一定規模以上の発電事業者  
に遵守を求める一定のルールを設け、実需給の10年程度前に、国、電力広域的運営  
推進機関、エリアの一般送配電事業者が、電源の休廃止に向けた検討状況などの情  
報を把握することができる仕組みを検討
- ・電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築：大  
規模な系統整備に係る資金調達の円滑化等に向けた制度的対応

<sup>32</sup> これらは相互に関連するものとされている。

<sup>33</sup> 2025年12月17日に開催された次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会では、WG取りまとめを踏まえて、同小委員会の中間整理(案)が示されている。

- ・市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備：小売電気事業者として登録がなされているものの、実際には電気の供給実績がない小売電気事業者（休眠事業者）について、登録を取り消すことができるようにするための制度措置
- ・共通する課題：公的な信用補完の活用や政府の信用力を活用した融資等、ファイナンス円滑化の方策等を検討

#### （４）太陽光発電事業に係る法的規制の強化

再生可能エネルギー発電設備の保安の在り方については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会において2025年3月から議論が行われ、同年12月15日に開催された小委員会では、「太陽電池発電設備等の発電設備を巡る保安上の課題と対応の方向性に係る取りまとめ（案）」が示された。その中では、太陽電池発電設備に係る支持物等に関する事故が発生している状況を踏まえ、「事故を防止し安全性を向上させる観点から、工事前の段階で、設置者が設備の構造安全上の適切性（技術基準への適合性）について、土木建築の専門知見を有する第三者機関の確認を得るような制度の導入を検討すべきである。」など<sup>34</sup>とされた。

また、2025年12月23日には、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議が「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を決定した。同パッケージは、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱から成り、「関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める」こととされた。経済産業省に係る法律事項としては、「電気事業法における保安規制の強化」として、「土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける」ことが示されている。

#### （５）主な課題

##### ア 安定した価格での電力供給の確保

「電力システムに関する改革方針」で掲げられた電力システム改革の目的のうち、電気料金を最大限抑制する点について、「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」では、小売全面自由化以降、自由料金は経過措置料金よりも安価な水準で推移していたことを指摘している<sup>35</sup>。他方、2022年に国際的な燃料価格が高騰すると、自由料金を中心に

<sup>34</sup> 「製造事業者等の関係事業者の協力を得るための制度整備」として、「経済産業大臣が設置者に対し、技術基準適合命令を行った場合に、それを受けて設置者がとる措置の実施に、関係する事業者が協力せず、当該措置の実施に支障がある場合には、経済産業大臣による勧告や正当な理由なく当該勧告に従わない場合の公表を可能とすることも検討すべきである。」としている。

<sup>35</sup> 自由料金は、事業者の裁量で設定される費用に、法令等により算定される費用（託送料金等）を加えて設定されるものであり、認可等の規制はない。他方、経過措置料金（規制料金）は、最大限の経営効率化を踏まえた上で、「電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」と、料金の収入が一致するように設定され、その約款（「特定小売供給約款」）は経済産業大臣による認可が必要である（経済産業省ウェブサイト（「北海道電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に係る公聴会」）「資料5 電気料金（特定小売供給に係る料金）の値上げ認可プロセスについて」〈[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/kocho\\_hokkaido/pdf/001\\_05\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/kocho_hokkaido/pdf/001_05_00.pdf)〉）の情報に基づいて記述している。

小売価格の水準を押し上げる方向に作用したとの指摘も行っている。

電気料金の抑制は国民生活に直結するだけではなく、企業の国際競争力にも影響するものである。政府は、「安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備」の観点から施策を実施することとしているが、価格水準が我が国経済に与える影響にも配慮して施策を立案することも重要であろう。

#### イ 増大が見込まれる電力需要への対応と電力の脱炭素化

政府は電力需要が減少する過程で電力システム改革を実施してきた。他方、今後は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等によって電力需要が増加に転じることが見込まれている。また、脱炭素化の取組を進める必要もある。

こうした中、政府は、「電源・系統への投資に対する公的ファイナンスの整備」を行うこととしている。電力需要の拡大と脱炭素化への対応で必要となる資金の調達に支障を来さぬよう、政府として十分な取組を実施することが求められよう。

#### ウ 太陽光発電事業に係る規制の多面的対応

「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」では、「土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける」ことが示され、今般の法改正で対応することとされている。

他方、太陽光発電事業については、例えば、環境保全の観点から環境省が実施している規制などがあり<sup>36</sup>、経済産業省のみで多面的な対応を完結できるものではない。同パッケージに掲げられた施策の実行とフォローアップを着実に進め、地域において生じている安全性や環境面での複合的な課題に政府が一体となって対処することも必要であろう。

## 5. おわりに

本稿では、経済産業省を中心とした歳出予算の状況や国会への提出が見込まれる法律案に焦点を当てて概略を紹介するとともに、主な課題についても言及した。経済産業委員会の所管事項は広範多岐にわたっているところでもあり、今後の国会論議において充実した議論が展開されるものと期待する。

#### 【参考文献】

小村武『〔五訂版〕 予算と財政法』（新日本法規出版、2016年）

（よしだ ひろみつ）

<sup>36</sup> 2019年4月の中央環境審議会答申を受け、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）の対象事業に一定規模以上の太陽光発電事業を追加する政令改正が行われた（2020年4月施行）ほか、環境省は、同年3月に「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113712.pdf>）を公表し、環境影響評価法の対象とならない小規模の太陽光発電事業についても適切な環境配慮の取組を促すなど、所管事項に係る規制に取り組んでいる。